

北海道農村地域産業導入基本計画

令和5年4月

北海道

目 次

第1 計画策定の基本的な考え方	
1 計画策定の趣旨	1
2 産業導入の状況	1
3 産業導入の基本的な方向	2
4 計画の見直し	2
第2 設定すべき目標、土地利用調整の方針及び目標達成等に必要な事項	
1 農村地域への産業導入の目標	3
(1) 農村地域の範囲	
(2) 産業導入の基本的な考え方	
(3) 導入すべき産業の業種の選定の考え方	
(4) 産業導入地区の区域の設定及び見直しの考え方	
(5) 企業の機能分担	
2 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標	5
3 農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標	5
4 農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針	6
5 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項	8
(1) 産業基盤の整備	
(2) 定住等及び地域間交流の条件整備	
6 労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項	9
(1) 雇用情報の収集及び提供	
(2) 職業紹介等の充実	
(3) 職業能力開発等の推進	
7 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項	9
(1) 担い手の育成・確保	
(2) 農業生産基盤及び農業施設の整備	
8 その他必要な事項	10
(1) 環境の保全等	
(2) 農村地域の活力の維持増進への配慮	
(3) 過疎地域等への配慮	
(4) 農業団体等の参画	
(5) 関係部局間の十分な連携等	
(6) 企業への情報提供等	
(7) 遊休地解消に向けた取組	
(8) 撤退時のルールについて	
(9) 実施計画のフォローアップ体制の確保	
(10) 地価の安定等への配慮	
別表1	12
別表2	12

第1 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

北海道の農業・農村は、地域の特色を活かした多様な農業経営が展開され、食品加工や生産資材、農業機械、観光など他産業とも深く結び付き、地域の経済と社会を支える重要な役割を担っている。

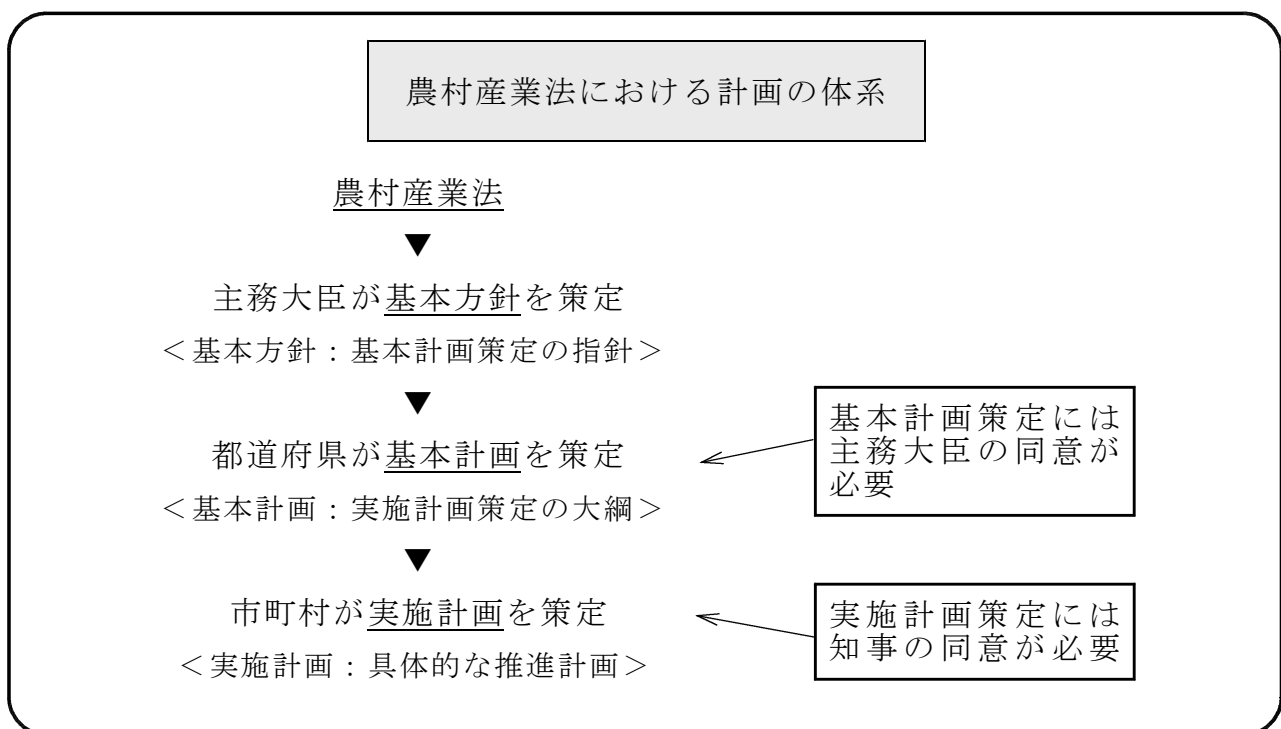
しかしながら、農村においては、担い手の減少や高齢化の進行により、農業生産の減退やコミュニティの活力低下が懸念されており、農村の豊かな地域資源を最大限活用した新たな価値の創出や農業関連産業の導入等を通じて、農村全体の雇用の確保と所得の向上を促進し、豊かさと活力ある農村の構築を図る必要があることから、この基本計画を策定するものである。

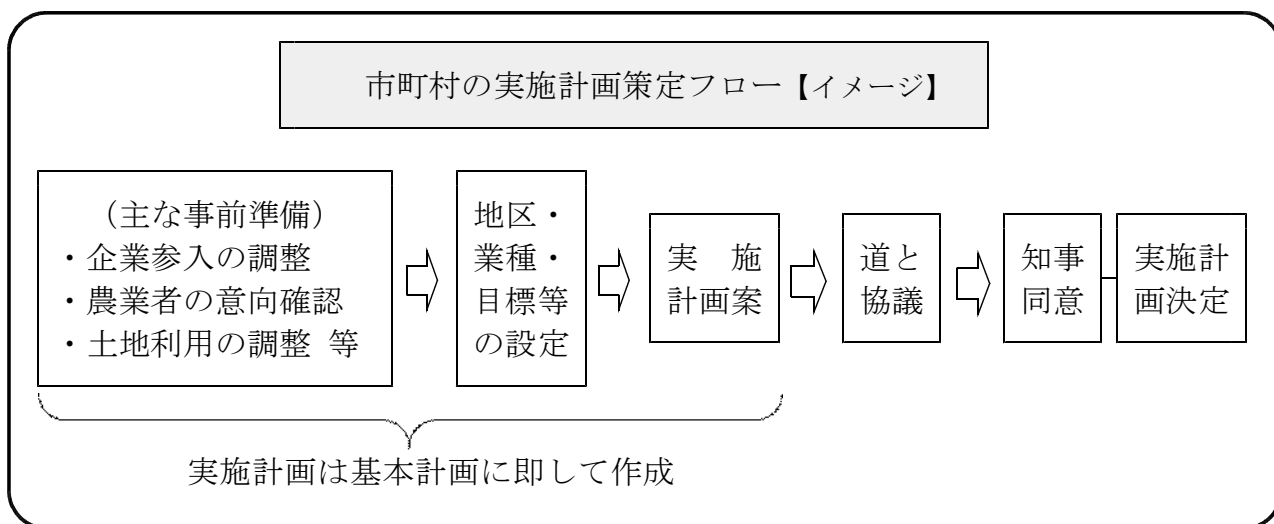
2 産業導入の状況

これまで道は、「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）」（以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づく「北海道農村地域産業導入基本計画」（以下「基本計画」という。）を定め、農業と工業等（工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業をいう。）との均衡ある発展と雇用構造の高度化を図るため、農村地域への産業の導入促進に努めてきた。

産業の導入を進めるに当たっては、市町村が法第5条第1項の規定に基づく「農村地域産業導入実施計画」（以下「実施計画」という。）を定めて行うものであり、法が制定された1970年代に45市町村が策定したのをピークに、その後新たに計画を策定する市町村は減少し、2009年を最後に新規で計画策定をした市町村はなく、令和4年3月末現在、計画策定市町村数は53市町村となっている。

また、道内においては、令和3年3月末現在、1,221haが産業導入用地として計画され、そのうちの約7割に当たる832haで664企業が操業している状況にある。





3 産業導入の基本的な方向

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第12次地方分権一括法）」の制定に伴い、令和4年5月20日に法が改正・施行され、都道府県の基本計画で定める「導入すべき産業の業種」に関する規定が廃止された。

これに伴い、国は「農村地域への産業の導入に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）の変更及び「農村地域への産業の導入に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の改正を行い、基本計画に「市町村が実施計画で定める導入すべき産業の業種についての選定の考え方」を明記することとされた。

道としては、法改正等に基づいた対応をすることとし、今後とも、農村地域の様々な農業者や地域住民が、地域で住み続けられるよう農業を魅力ある産業にしていくとともに、農家レストラン、農泊等の地域資源を活用した農業関連産業をはじめ、成長性と安定性のある産業の立地・導入などを通じて、農村全体の雇用の確保と所得の向上を促進し、魅力ある農村づくりと担い手に対する農地の集積・集約化等の農業の構造改善を進めていく。

4 計画の見直し

基本計画は、法や国の基本方針、ガイドライン等の改正、農村地域の産業の導入に影響を与える社会経済情勢の変化などが生じたときには、必要に応じて見直すものとする。

第2 設定すべき目標、土地利用調整の方針及び目標達成等に必要な事項

法で定められた基本計画に記載すべき内容である「設定すべき目標」、「土地利用調整の方針」及び「目標達成等に必要な事項」については、次のとおりとする。

1 農村地域への産業導入の目標

(1) 農村地域の範囲

この計画の対象とする農村地域の範囲は、法第2条で定める地域（以下「農村地域」という。）とする。

農村地域（法第2条で定める地域）

- 農村地域は、農業振興地域、振興山村及び過疎地域のいずれかを含む市町村のうち、①人口20万人以上の市と、②人口10万人以上で人口増加率が全国平均より高い市とを除いた市町村をいう。※人口、人口増加率は国勢調査の数値を使用
- ただし、平成13年以後において行われた市町村合併により①②で除外された市は、平成12年12月31日における市町村（旧市町村）のうち、①②に該当しない旧市町村の区域が農村地域となる。

【参考】道内は176市町村が農村地域に該当（令和3年11月30日現在）

(2) 産業導入の基本的な考え方

農村地域における土地利用に関する計画等による農村振興の方向に即し、地域社会との調和、公害の防止等の環境の保全、農村地域の景観との調和及び農業を始めとする地域産業との協調に留意しつつ、農村地域に成長性と安定性のある産業の導入を図る。

なお、農村地域のうちで、環境保全の観点から別表1に掲げる地域及び地区については産業の導入を避け、別表2に掲げる地域及び地区については産業の導入を極力避けることとする。

(3) 導入すべき産業の業種の選定の考え方

導入すべき産業の業種は、次の選定の考え方に基づき、市町村が定める実施計画において具体的に記載するものである。

ア 地域における就業効果が見込め、地域の農業者の安定した就業機会が確保される業種であって、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により地域の農地の集積・集約化等が図られるものなど、農業と導入産業との均衡ある発展が図られる業種を選定すること。

この場合において、安定的な就業機会及び雇用の質の確保を図るため、常用雇用者が常駐化しない業種や就業機会が創出されるとしても雇用創出効果に比して広大な用地を要する形態の業種については選定しないよう留意するものとする。

なお、「農業と導入産業との均衡ある発展」には、農村地域における労働力の効率的かつ適正な配分を行う雇用構造の高度化に資することも含まれる。

イ 地域の実情を踏まえ、地域社会との調和が図られるよう配慮して業種を選定すること。

選定に当たっては、地域の就業構造、農業者と立地企業双方のニーズ等を踏まえ、るとともに、産業の導入により地域社会との間に軋轢が生じることがないように留意するものとする。

ウ 公害のおそれのない業種を選定するなど、環境保全に配慮すること。

選定に当たっては、周辺地域の他産業や住民の事業環境・生活環境への影響に懸念が生じないように、市町村の都市計画の方針に適合するものであることを確認するとともに、やむを得ず広域的に大規模な集客性のある施設を導入する場合には、周辺環境や土地利用、広域的な交通流態等に重大な影響を及ぼすこととならないよう留意するものとする。

エ 農家レストラン、農泊等の地域資源を活用した産業については、農村全体の雇用と所得向上を図る上で特に重要であるため、業種を選定に当たっては、その積極的な導入が促進されるよう配慮すること。

オ 導入の対象となる「産業」には農業用施設において営まれる農業も含まれるため、その導入を目的とする場合には農業を業種として選定することも認められること。

(4) 産業導入地区の区域の設定及び見直しの考え方

農業構造の改善を図ろうとする地域は、農村地域内の農業振興地域とし、地域の農業者の安定した就業機会を確保し、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により地域の農業の集積・集約化等を図る。

産業導入地区の区域は地番単位で設定することとし、区域の設定及び見直しに当たっては次の事項に留意するものとする。

ア 区域の設定

(ア) 各種土地利用計画との調整を行うこと

国土利用計画（北海道計画）、北海道土地利用基本計画、都市計画、農業振興地域整備計画、市町村森林整備計画、公園計画、自然環境保全地域等の各種の土地利用計画との調整を行うこととし、実施計画の策定部局は、法第5条第6項に定める協議を行う場合には、あらかじめ都市計画、農業振興地域整備計画等の担当部局と十分に調整し、その内容を実施計画に反映させるものとする。

(イ) 過去に造成された工業団地等の活用を優先すること

市町村は、産業導入地区の区域を定める際に、過去に造成された工業団地及び再生利用が困難な荒廃農地を含め活用されていない土地が存在する場合には、その活用を優先するほか、こうした土地について把握を行うとともに、把握した情報を体系化し、事業者適切に開示すること。

(ウ) 立地ニーズや事業の実施見通しを踏まえること

産業導入地区への立地を想定していた事業者が立地を取りやめたり、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないように、具体的な立地ニーズや事業実現の見通しを踏まえて区域を設定することとする。

イ 区域の見直し

産業導入地区の区域の見直しに当たっては、企業の立地ニーズや地域の社会構造の変化等により産業導入地区の区域の変更が市町村の担当部局で調整した結果、必要と判断した場合に行うものとし、その際には道に協議する。

なお、既に実施計画を定めた地区であって、実施計画策定後相当の期間を経て、

いまだ産業の導入が行われていない地区においては、速やかに産業が導入されるよう誘導するほか、必要に応じて、実施計画の見直しを行い、規模の縮小又は実施計画の廃止等の必要な措置を行う。

また、当該土地の立地条件を考慮して農業上の土地利用を図ることが適切と思われる地区については、農業上の土地利用が図られるよう調整する。

(5) 企業の機能分担

既存企業を含めた地域産業の振興を図る観点から、導入企業と既存企業との交流を促進する。この場合において、既存企業の技術力、製品開発力、販売力等の向上や環境の保全に留意し、バイオマスを活用したエネルギーの開発利用、地域住民・企業等自らによる起業化又は新分野進出への支援、産業導入地区の就業環境及び生活環境の改善、企業相互又は企業と試験研究機関等の公的機関との連携関係の構築を通じた人、物、技術等の広域的かつ濃密な交流の促進等を図り、地域の特色を活かした産業の導入に努める。

また、導入企業は、快適な職場環境及び生活環境の確保、周辺地域の環境との調和、緑地等の施設の地域への開放を行うなど、従業員又は地域住民からの要請にも応えるよう配慮する。

なお、労働力需給等の地域における雇用の動向を踏まえた計画的な企業導入に努めるとともに、導入産業における労働力の確保に当たっては、在宅通勤圏の広域化等を踏まえ、公共職業安定所や関係市町村の連携の下に、地域の労働力需給が量的にも質的にも整合性のとれたものとなるよう努める。

この場合において、高年齢者や障がい者の雇用・就業機会の確保、女性の職業能力発揮のための条件整備、若年者等の地元就職の促進に配慮する。

2 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標

農村地域への産業の導入に伴い増加する労働力需要に対しては、導入産業の特質に応じ、農業以外の産業に就業を希望する農業従事者（その家族を含む。以下同じ。）や地域住民等からの労働力を優先的に充てることにより、これらの者の安定した就業機会の確保を図る。

この場合において、市町村は、地域社会の年齢構成、男女比率、労働力需給の状況等を勘案しつつ、農業従事者等の就業の意向を把握し、農業以外の産業に就業を希望する中高年齢者就業の円滑化、非正規労働者の地元における安定就業の促進並びに新規学卒者を始めとする若年層の定着化を図る。

また、労働条件面等で若年層に魅力ある雇用機会づくりに配慮するとともに、適正な労働条件の確保、労使関係の安定促進及び労働者の安全と健康が確保される職場環境の整備並びに田園回帰の動きに対応したU・I・Jターン等の移住希望者の移住の促進による人材の地方環流の円滑化に努める。

3 農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

農村地域及びその周辺の地域における自然的、経済的、社会的諸条件、需要の動向及び地域の特性に対応した農業生産の方向を考慮し、食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）や農林水産業・地域の活力創造プラン（平成25年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定、令和4年6月改訂）、第6期北海道農業・農村振興

推進計画（令和3年3月策定）で示された政策の方向に即し、農業構造の改善を図るよう努める。

この場合、特に不安定な就業状態にある農業従事者等の地元における安定した就業の場の確保に努めるとともに、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に規定する認定農業者や地域農業を支える農業法人等を育成・確保し、これらの経営体に、できるだけ面的にまとまりをもった形での農用地の集積・集約化を進めるなど、国際化に対応し得る生産性の高い農業の確立に努める。具体的には、農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が策定する基本構想の内容や、「地域計画（人・農地プラン）」の内容等に留意しつつ、農地中間管理機構を活用した認定農業者等の担い手への農地の集積・集約化を加速し、経営規模の拡大を図ることで、生産コストの削減に努める。その際、担い手への農地の集積・集約化を進める中で農村地域における産業導入促進が農業構造の改善を阻害しないよう配慮する。

また、農業を支援する機能を有する産業と地域の農業が相互に補完しあい、農産物の高付加価値化等により農業の振興を図ることにも配慮する。

さらに、農業従事者の他産業への就業動向に即しつつ、農業生産基盤の計画的整備を重点的かつ効果的に推進するとともに、農村地域における定住条件の整備を一体的に推進することにより、活力と潤いのある農村社会の建設を進める。

4 農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針

農村地域への農業以外の産業の導入に伴う施設用地の設定に当たっては、今後とも農業的な土地利用を図ることが適当な集団的優良農用地等の保全、周辺農業への影響及び環境保全についても考慮しつつ、産業の導入が円滑かつ適正に行われるよう農用地等との利用の調整を行う。

やむを得ず産業導入地区に農用地を含める場合においては、市町村が産業導入地区の区域を設定する際に行う調整について、次のとおり定める。

ア 農用地区域外での開発を優先すること

市町村の区域内に、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく市街化区域又は用途地域が存在する場合には、これらの地域内の土地を優先的に産業導入地区の区域として設定するなど、農用地区域外での開発を優先すること。

イ 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

農用地において導入産業の用に供する施設を整備することにより、

- ・ 集団的まとまりを持つ農用地の中央部に他の使途に用いられる土地が介在し、高性能農業機械による営農への支障が生じる
- ・ 小規模の開発行為がまとまりなく行われ、農業生産基盤整備事業の実施や、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じる

など、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じる事態が起きないようにすること。

ウ 面積規模が最小限であること

産業導入地区の区域として設定する面積が、事業者の立地ニーズを踏まえ、導入産業の用に供するために必要最小限の面積であること。

エ 面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓）を実施した農用地を含めないこと

土地改良事業等で、区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓に該当するもの

を実施した農用地について、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過していないものは、産業導入地区の区域に含めないこと。

オ 農地中間管理機構関連農地整備事業の取組に支障が生じないようにすること

土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定により行う土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農用地について、農地中間管理権の存続期間中は産業導入地区の区域に含めないこと。また、農地中間管理機構関連農地整備事業を行う予定のあることが公にされている農用地についても、産業導入地区の区域に含めないこと。

さらに、農地中間管理権の存続期間が満了した農用地についても、上記アからウまでの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ産業導入地区の区域に含めないこと。

加えて、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に規定する農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農用地以外での開発を優先すること。

なお、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農用地については、農地中間管理機構関連事業に係る土地改良事業計画について、道知事により工事着手の前に公告・縦覧が行われたものがこれに含まれる他、当該公告・縦覧が行われる以前であっても、農地中間管理機構関連事業を行うことを前提に、現地調査や地権者への説明等の事前準備作業に着手し、農地中間管理機構関連事業を行う予定地として相当程度決定されている農用地も含まれるため、優良農地の確保に係る政策との整合性を確保する観点から、こうした農用地を把握することができるよう、市町村の担当部局は道の農政部局と密接に調整する。

また、農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）が市町村において広範に設定されている場合であって、重点実施区域外に適当な施設用地がないとき等の重点実施区域内の農用地への産業導入地区の区域の設定を検討せざるを得ない事情がある場合には、道の農政部局等と産業導入地区の区域と重点実施区域の関係について十分調整を行う。

産業導入地区の区域設定に当たっての調整事項

基本的事項

- 各種土地利用計画との調整を行うこと
- 過去に造成された工業団地等の活用を優先すること
- 立地ニーズや事業の実施見通しを踏まえること

やむを得ず農用地を含める場合の追加事項

- 農用地区域外での開発を優先すること
- 周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じないこと
- 面積規模が最小限であること
- 面的整備を実施した農用地を含めないこと
- 農地中間管理機構関連農地整備事業の取組に支障が生じないこと

5 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

農村地域への成長性と安定性のある産業の導入を促進するためには、事業者のニーズを的確に把握しながら産業基盤の整備や生活基盤を始めとする定住条件の整備を促進することが肝要であり、次の施策の実施に努める。

この場合において、市町村の実施計画で定める産業導入地区に対する税制、融資、予算等の支援措置や、業種横断的な設備投資に係る税制上の措置等の活用を図り、適切な産業施設の立地を図る。

また、地域再生法（平成17年法律第24号）、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）等に基づく施策との連携に努めるとともに、農村地域の持つ良好な環境を活かしつつ定住条件の整備を進め、これらを通じてゆとりと豊かさを実現できる産業・生活空間の形成に努める。

また、市町村単位で整備することが困難なものについては、道、関係市町村等の連携により効率的に整備を進めるよう配慮する。

(1) 産業基盤の整備

地域社会との調和に配慮し、地域の特色を活かした産業が導入されるよう、導入産業の特性及びニーズを十分に把握の上、適切な立地条件を有する産業導入地区の計画的な設定を促進しつつ、産業基盤の整備を促進することが重要である。

こうした観点から、周辺地域を含む地域全体の産業の立地動向、市場への近接性、交通インフラの整備状況等を勘案の上、産業の立地・導入に必要な用地や道路等の整備を計画的に進めるとともに、関係機関・団体等の協力を得て、産業導入地区を含む農村地域及びその周辺の広域的な地域にわたる技術者の確保、関連企業との交流・連携等を進めるよう努める。

(2) 定住等及び地域間交流の条件整備

農村地域の活性化を図るためには、基幹産業である農業の振興を基本として、若年層を中心とした人口流出を極力抑え、地域の人々が生き生きと生活し働ける定住等条件や地域間交流の促進に資する条件を整備する必要がある。

農村地域の定住等及び地域間交流の条件整備に当たっては、散居型の集落形態に配慮し、交通・情報ネットワーク機能の充実をはじめ、洪水等に対する安全性の向上、生活排水整備の促進や医療・福祉サービスの充実などに努めるとともに、地域が一体となった個性豊かな景観・文化づくりや都市住民との交流を促進するための農村づくりを推進する。

また、複数の市町村からなる広域的な視点も考慮し、産業の導入が十分に行われておらず、安定した就業機会が不足している地域に重点を置いて実施されるよう配慮し、産業の導入による就業機会の確保と併せ、地域社会のニーズを把握して、生産基盤と生活環境の一体的整備、地域の産業や文化の振興に努める。

6 労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項

農村地域における産業の導入に伴う労働力の需要に対応し、農業従事者のほか、地域住民、地域への移住者等が、その希望と能力に応じて円滑に就業できるよう、その地域における農業労働力の現状及び動向を考慮し、次のような施策の推進に努め、雇用構造の高度化が進められるよう十分配慮する。

(1) 雇用情報の収集及び提供

導入企業の労働力需要と地域の労働力供給との円滑な結合を促進するため、地域の労働市場の動向、導入企業の労働条件、職業内容等の雇用に関する情報を広く収集し、企業、農業従事者等への提供に努めるとともに、必要に応じ職業意識の変化を的確に捉えた指導・助言、企業と農業従事者等との情報交流などに努める。

(2) 職業紹介等の充実

農業従事者等がその希望と能力に応じて導入産業に就業できるようにするため、在宅通勤圏の広域化に配慮して公共職業安定所、学校等地域の関係機関との密接な連携のもとに、職業紹介機能の充実を図り、きめ細かい職業相談、職業指導及び職業紹介を実施するとともに、雇用の安定等に関し導入企業への指導援助に努める。

この場合において、地元農業従事者、特に中高年齢者が導入産業へ円滑に就業できるよう、職業転換給付金制度、地域雇用開発助成金制度等の積極的な活用を努める。

また、労働者の雇用の安定を図るため、働き方改革の推進による雇用環境の整備に努めるとともに、労使関係の安定促進等に必要な措置を講ずる。

さらに、労働力需給のミスマッチの解消に資するよう、雇用管理の改善や求人・求職条件面での指導を実施するとともに、高年齢者や障がい者の雇用・就業機会の確保、女性の職業能力発揮のための条件整備に努めるほか、首都圏等からのU・I・Jターンを希望する人材の確保を含めて、若年者等の地元就職に資するよう相談・援助に努める。

(3) 職業能力開発等の推進

職業紹介との連携を密にしつつ、導入産業への中高年齢者等の円滑な就業を促進するため、職業転換給付金制度等の活用と相まって、既存の公共職業能力開発施設における施設内訓練や実情に即した職場適応訓練を実施するとともに、民間訓練施設を活用した委託訓練や企業における職業能力開発を促進する。

この場合において、技術革新や情報化の進展に留意しつつ、地域や導入企業のニーズ等に応じた公共職業訓練の弾力的な実施、新技術に関する研修の充実及び地域産業の高付加価値化や新分野への事業展開を担う人材の育成に資する職業訓練や自己啓発等の能力開発に対する支援対策に努めるとともに、企業において雇い入れた農業従事者等の能力開発が継続的に行われるよう、適切な指導援助に努める。

7 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

農村地域への産業の導入と相まって、農業構造の改善を図るため、地域の実情に応じながら、次の施策を実施する。

(1) 担い手の育成・確保

本道農業の持続的な発展を図っていくため、本道の太宗を占める家族経営など地域農業を担う経営体の体質強化と経営安定に向けた支援を推進するとともに、農外からの新規就農者や農業後継者の育成・確保、農業法人の育成や家族経営を支える外部の営農支援組織の整備、女性農業者等が活躍できる環境づくりなどを推進する。

農用地の利用の集積に当たっては、地域において、「地域計画（人・農地プラン）」の策定・見直しを積極的に進める中で、農業者の将来の経営規模や農用地の利用に関する意向を踏まえ、農地の集積・集約化に向けた合意形成を図り、農地中間管理機構の事業など各種の農地流動化施策を積極的に推進し、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を実現する。

(2) 農業生産基盤及び農業施設の整備

本道農業の生産力・競争力の強化に向けて、スマート農業技術や野菜などの高収益作物の導入を容易とする農地の大区画化や排水対策、高品質で安定した生産を支える畑地かんがいなどの整備を推進するとともに、農業水利施設等の補修及び更新を段階的・継続的に行う戦略的な保全管理、農業水利施設の耐震化やため池等の決壊防止に向けた整備などの防災・減災対策を推進する。

また、道産農産物の競争力を高め、消費者や実需者のニーズに対応した安全・安心で良質な農産物及び加工食品の安定的な供給を図るため、生産コストの低減や高収益作物の導入、付加価値の向上、流通の効率化等に必要な農業生産近代化施設や流通加工施設の整備を推進する。

8 その他必要な事項

農村地域への産業の導入の円滑な推進を図るため、更に次の事項に留意する。

(1) 環境の保全等

実施計画の策定及びこれに基づく具体的な産業の導入に当たっては、環境基本法（平成5年法律第91号）、北海道環境基本条例（平成8年北海道条例第37号）等の環境関係諸法令に基づき、地域の特性を考慮し、必要に応じて環境に与える影響を調査検討し、優れた自然の保全及び森林、農地、水辺地等における自然環境の維持・形成に努める。

また、公害の防止はもとよりエネルギー利用の効率化、健全な水循環機能の保全、適正なりサイクル・廃棄物処理等により、大気環境、水環境、土壌環境等への負荷をできる限り増加させないよう努めるとともに、国の環境基本計画、北海道環境基本計画等の環境保全に関する計画との整合を図るなど農村地域の環境の保全に十分配慮する。

なお、産業の導入後においても、必要に応じ環境の監視、環境に与える影響についての調査検討のフォローアップ等を行う。また、事業者の講ずる環境保全対策についても積極的に指導を行う。

さらに、交通量の増加に伴う道路における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るとともに、道路の交通に起因する障害の防止に配慮する。

(2) 農村地域の活力の維持増進への配慮

若年層の流出、高齢化の進行等により活力の低下が見られる地域については、地

域社会の活力の維持増進にも配慮して、人口流出の抑止や新規学卒者等の若年者の地元就職及びU・I・Jターン等の移住希望者の雇用機会の確保に資するよう、産業の導入や定住条件の整備及び職業安定機関による職業紹介等を総合的に進める。

(3) 過疎地域等への配慮

過疎地域、山村地域等への産業の導入に当たっては、北海道過疎地域自立促進方針や北海道山村振興基本方針などの地域振興に関する施策との連携を積極的に図り、その円滑な実施が図られるよう努める。

(4) 農業団体等の参画

実施計画の策定の段階から農業団体、商工団体等の関係団体の参画を図り、産業の導入及び農業構造の改善を促進するための措置等について、その円滑な実施が図られるよう努める。また、導入後も企業が円滑に定着できるように、これらの団体の参画により諸問題の解決が図られるよう配慮する。

(5) 関係部局間の十分な連携等

農村地域へ導入された企業と地域社会との相互理解を深め、活力ある地域社会の形成を図るため、市町村、導入企業、農業団体、商工団体、試験研究機関、教育機関等の連絡調整体制の整備に努める。

また、法においては、産業導入の促進、就業の促進及び農業構造の改善を一体として推進するものであることを踏まえ、道及び市町村は、商工関係部局と農業関係部局を中心とした関係部局間の密接な連携が重要であることに留意して、施策の推進や情報の共有等に努めるものとする。

(6) 企業への情報提供等

道及び市町村は、産業導入地区に関する情報、企業に対する支援措置等について、企業等に周知を図るとともに、産業導入地区への産業の導入のあっせん活動を積極的かつ継続的に進める。また、地域の起業化支援事業への参画、新産業育成への支援、外資系企業へのPR活動等に関する情報交流を進める。さらに、立地後の企業についても、その定着化を図るために必要な指導その他の援助を行う。

これらを効果的に行うため、農村地域への産業の導入を円滑に推進するために農林水産省に設置された「農村地域産業導入支援施策活用窓口」の活用を図るとともに、農村地域への産業の導入に関する情報の収集及び提供、地方公共団体と企業との間に立ったあっせん活動、立地企業との情報交換・交流促進等を行う一般財団法人日本立地センター、一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構等の活用を努める。

(7) 遊休地解消に向けた取組

定期的に遊休地の把握を行い、既存の産業導入地区内において、過去に造成された工業団地、再生利用が困難な荒廃農地等の活用されていない土地が存する場合には、市町村ホームページで紹介するなど当該土地の活用を図るものとする。

(8) 撤退時のルールについて

市町村は、立地企業が撤退した後の跡地の有効活用が可能となるよう立地企業がやむを得ず撤退する場合に備え、企業の撤退に関する情報を可能な限り早期に市町村に報告する仕組みや、撤退した場合、例えば施設の撤去義務、費用負担に関する

事項及び施設を存置する場合の代替企業の確保義務の明確化等のルールを実施計画に盛り込み、市町村と企業間で企業の立地時にルールを定めておくよう努める。

(9) 実施計画のフォローアップ体制の確保

市町村は、産業導入地区、当該区域に係る土地利用の調整の状況、導入産業の業種及び規模、導入産業への農業従事者の就業の目標、産業導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標、産業導入地区内の遊休地の解消状況、企業撤退時のルールづくり等について、自らが定期的に確認するとともに、当該確認の結果を国及び道と共有するよう努める。

確認の結果、遊休地の発生を始め産業導入促進が適切に進展していない場合や、農業従事者の就業の目標・農業構造の改善に関する目標の達成が明らかに見込まれないと認められる場合などにおいては、市町村は、その理由や今後の方策等について検討を行い、事業計画の変更、縮小及び廃止を含め制度運営の改善等を図る。この場合においても、当該検討結果等について、国及び道と共有するよう努める。

また、市町村は、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成29年法律第48号）の施行前にすでに定められた実施計画についても、フォローアップ体制を確保するよう努める。

(10) 地価の安定等への配慮

農村地域への産業の導入に当たっては、土地の投機的取引及び地価高騰が生ずることのないよう、適正な地価の形成に配慮する。

別表 1

- 1 自然公園法で指定する国立公園及び国定公園の特別地域（特別保護地区を含む。）
- 2 北海道立自然公園条例で指定する道立自然公園の特別地域
- 3 自然環境保全法で指定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域
- 4 北海道自然環境等保全条例で指定する道自然環境保全地域、環境緑地保護地区、自然景観保護地区及び学術自然保護地区
- 5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律で設定する鳥獣保護区のうち特別保護地区
- 6 上記以外の法令で湿原、水辺植生、野生鳥獣の生息地等の保全のため、工場用地等の整備に当たり許可を要するとされている地域

別表 2

- 1 別表 1 の 1 又は同表の 2 の自然公園の普通地域
- 2 別表 1 の 5 の鳥獣保護区のうち特別保護地区以外の地区
- 3 別表 1 の地域の周辺で、これらの地域等に影響を及ぼすおそれ大きい地域
- 4 その他の環境保全上重要な地域（環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域等）